



1999年
No. 112

編集
全国膠原病友の会
湯川英典
〒102-0071 東京都千代田区富士見2-4-9-203
電話 03-3288-0721

平成10年度総会報告

～ | N岡山～

昭和五十一年二月二十五日 第三種郵便物許可(毎週四回・月曜・火曜・木曜・金曜発行)
平成十一年一月二十七日発行 SSKO 増刊通巻第三五三四号



平成10年12月13日(日)
於：岡山東急ホテル

飛躍の年に

新年 明けましておめでとうございます。

国際障害者年から19年、『完全参加と平等』を実現するにはまだ至っておらず、21世紀も秒読み段階に入りました。

昨年5月、私たちの願いに反して、難病の公費負担制度に一部患者負担、そして重症度基準が導入されてしまいました。この患者負担により、患者の受診抑制、治療中断による症状悪化等を招きかねません。

患者会として、公費負担への患者負担撤回、難病対策の拡充を求め、私たちを苦しめている医療福祉の後退に歯止めをかけて、この1年を私たちの願いが実現する飛躍の年にしていきたいと思います。



全国膠原病友の会平成10年度総会

〔主催者挨拶 …………… 湯川 英典 会長〕

皆さん、おはようございます。昨日、今日と、12月といえど非常に暖かい日が続き、とても嬉しく思っております。

今年の4月に沖縄県支部、10月に島根県支部、11月に岩手県支部が設立し、現在31の支部が誕生し、全国で活動を展開しております。そして、来年の5月に高知県支部が設立の予定です。

一昨年より取り組んでおりました、25周年記念事業の「膠原病患者家族生活実態調査」が終了し、いろいろとお世話になった先生方や医療機関や行政などに対して実態調査報告書(資料編)を送りましたところ、「社会的に類を見ない資料ではないか」とのお言葉をいただき、非常に嬉しく思っております。そして、会員の皆様においては、患者用に作成致しましたカラーのパンフレット、「患者の生活向上に向けて」として既にお手元に届いたことと思います。ぜひ、今後の患者家族会活動に活用していただきたいと思っております。この実態調査が、これほどまでに成果を上げたのは、本会栃木県支部の皆様方のお陰と感謝しております。本当にありがとうございました。

さて、この1年、本当に様々なことがありました。その中でも、「医療保険制度の改悪問題」に尽きると思っています。「難病対策の見直し」「特定疾患制度に対する見直し」ということで、大変な事態が進んでまいりました。私たちは全国の仲間たちと共に運動を展開してきたわけですが、この5月から特定疾患に患者の一部自己負担が導入されてしまいました。当初厚生省は、

- 1) 疾病の入れ替え
- 2) 軽症者を全面的に外す
- 3) 3分の1程度の自己負担

という3つの案を提示したわけですが、最近の国のやり方というのは、年金の場合もそうですが、幾つかの選択肢を示して「1つを選びなさい」という非常に卑劣なやり方をしています。幸いといっはなんですが、一部の自己負担で食い止めることができましたが、近い将来厚生省は「対象疾患を外し

たい」「入れ替えたい」ということに主眼をおいているようです。

消費税が5%になっただけでも苦しくなった私たちの生活に、追い討ちをかける医療制度の改悪にストップをかけ、真に安心して医療が受けられ、また暮らしていける社会の実現に向けて、力を合わせて頑張っていきましょう。

最後になりましたが、今日までの総会の準備をしてくださいました岡山県支部の方々、そしてボランティアの皆様、本当にありがとうございました。簡単ですが、ごあいさつにかえさせていただきます。

電報・メッセージ

- * 全国難病団体連絡協議会
- * ベーチェット病友の会
- * 全国多発性硬化症友の会
- * 日本ALS協会
- * (株)全国腎臓病協議会
- * 全国筋無力症友の会

平成9年度活動報告及び決算報告、監査報告、25周年記念事業特別会計報告、平成10年度活動計画案及び予算案は、前日(12月12日)に行われました支部長会議において議決、総会において承認されました。

[パンフレットの変更]

1) 会員数の変更 5,000名→6,000名

2) 会則の変更

- ・第5条 事務局員1名を追加

理由) 本部会計において、事務局として給料を2名分とっているため、会則にその旨を記載した方が良いのではないかという意見が出たため。

- ・第5条 顧問若干名を削除

- ・第7条 顧問は会長の諮問に応じるを削除

理由) 現状に依っていないため。

以上の件につきまして、前日(12月12日)に行われました支部長会

以上の件につきまして、前日（12月12日）に行われました支部長会議において議決、総会において承認されました。

[本部役員紹介]

○会 長	湯 川 英 典
○副 会 長	久保田 百合子
○事務局長	八宗岡 峰起子
○会 計	大 沢 富美代
○会計監査	長谷川 道 子
○運営委員	杉 山 ひろみ
〃	佐 藤 喜代子
〃	畠 澤 千代子

*平成3年より副会長を務めておられました、栃木県支部の玉木朝子さんより、個人的な事情により会長宛てに辞任願いが出されておりました。前日（12月12日）の支部長会議において了承されました。今年度末（平成11年3月末）までは、副会長1名という体制で運営してまいります。

平成9年度活動報告

- | | | |
|--------------------------------------|--------|---|
| ◎ 運営委員会開催 | | 8月・10月・12月・2月 |
| ◎ 支部長会議開催 | | 11月 8日(土) |
| ◎ 機関紙発行 | No.104 | 5月27日(火) |
| | No.105 | 7月24日(木) |
| | No.106 | 8月21日(木) |
| | No.107 | 10月 5日(日) |
| | No.108 | 11月19日(水) |
| | No.109 | 2月 6日(金) |
| ◎ 全難連運営委員会出席 | | |
| ◎ 全難連総会開催 | | 6月22日(日) |
| ◎ 難病対策の見直しに関する動き | | |
| * 総務庁行政監察局・厚生省・
環境庁担当監察官室ヒアリング | | 5月27日(火) |
| * 厚生省保健医療局エイズ疾病対策課
と全難連との意見交換 | | 6月 5日(木)・18日(水)
7月 7日(月)・16日(水) |
| * 日本患者・家族団体協議会
と全難連との打ち合わせ | | 6月18日(水)・7月 7日(水)
7月16日(水)・23日(水) |
| * 難病対策専門委員会意見陳述 | | 6月18日(水) |
| * 共同行動委員会発足 | | 8月 3日(日) |
| * 厚生省保健医療局エイズ疾病対策課
平成10年度予算要求説明 | | 8月11日(月) |
| * 共同行動委員会 | | 8月24日(日)・9月21日(日)
11月25日(火)
12月22日(月) |
| * 厚生省保健医療局エイズ疾病対策課
と共同行動委員会との意見交換 | | 8月26日(火) |
| * 各党厚生委員・会派と共同行動委員会
との懇談会 | | 10月 1日(水) |
| * 全難連厚生省交渉 | | 10月13日(月) |

- * 共同行動委員会厚生省交渉 11月 6日 (木) ・ 27日 (木)
12月22日 (月)
- * 国会請願行動 12月 5日 (金)
- * 厚生省政務次官への要望 12月18日 (木)
- * 厚生省保健医療局
エイズ疾病対策課訪問 2月13日 (金)
- * 国会要請行動・厚生省座り込み 2月17日 (火)
- * 難病対策の拡充を求める懇談会 2月17日 (火)
- ◎ 茨城県支部5周年記念大会出席 5月18日 (日)
- ◎ 大分県支部5周年記念大会 6月22日 (日)
- ◎ 関西ブロック25周年記念大会出席 10月18日 (土) ・ 19日 (日)
- ◎ 長野県支部設立総会 5月25日 (日)
- ◎ 第3回高知県難病セミナー出席 12月13日 (土)
- ◎ 萩原千明前北海道支部長告別式出席 4月19日 (金) ・ 20日 (土)
- ◎ 寺山ゑみ前会長告別式出席 6月26日 (木) ・ 27日 (金)
- ◎ 柏崎禎夫先生告別式出席 11月21日 (金)
- ◎ 日本ALS協会前事務局長松岡氏告別式出席
12月28日 (日)
- ◎ 至誠会看護専門学校講師 3月17日 (火)
- ◎ 患者調査実行委員会開催 随時

平成9年度収支決算報告書

H 9. 4. 1 ~ H10. 3. 31

(収入の部)

勘 定 科 目	本年度決算額	付 記
1. 会 費 収 入	17,731,300	
会 員 会 費	17,130,700	約4,758名
賛 助 会 費	600,600	
2. 財 産 収 入	140,122	
預 貯 金 利 息	140,122	
3. 書 籍 売 上 収 入	730,524	
4. 寄 付 金	528,692	
5. 雑 収 入	605,000	
6. 定 期 解 約	1,000,000	
当 期 収 入 合 計	20,735,638	
前 期 繰 越 金	2,806,397	
収 入 合 計	23,542,035	

(支出の部)

勘定科目	本年度決算額		付記
1. 会議費	2,874,663		
諸会費	2,874,663		総会・支部長会議費
2. 事業活動費	20,312,410		
給料	2,700,000	{ 1,800,000 900,000	15万×12ヶ月(本部) 10万×9ヶ月(実行委) 4,570名分
助成金	6,855,000		膠原、パンフレット
印刷費	2,605,120		膠原 他
通信費	1,034,042		封筒、用紙他
事務消耗品	709,302		本部事務局
事務所費	386,891	{ 229,985 156,906	実行委事務局
書籍仕入	172,620		
活動交通費	2,749,993	{ 1,218,237 1,531,756	本部 実行委員会
分担金	295,000		全難連身定協
賃借料(家賃)	2,349,814	{ 1,513,994 835,820	本部 実行委員会
渉外費	372,291		
資料費	82,337		
当期支出合計	23,187,073		
当期収支差額	354,962		
次期繰越差額	354,962		

患者調査実行委員会特別会計

H 8. 4. 1～ H10. 3. 31

(収入の部)

本部 積立金より

7,000,000


(支出の部)


科 目	金 額	備 考
企 画 準 備 費	1,016,937	会議費, 資料費等
アンケート印刷費	835,250	アンケート用紙印刷
通 信 連 絡 費	1,621,493	アンケート発送, 回収, 郵送, 電話代等
調 査 集 計 費	704,825	集計, 分析に関わる費用
報 告 書 制 作 費	2,821,495	膠原病白書印刷費
合 計	7,000,000	

監査報告書

平成9年度収支計算に基づき 関係帳票等により
厳正なる監査の結果、正確かつ適正である事を認めます。

平成10年9月18日

会計監査 長谷川道子 

△ 志田康祐 

平成10年度活動計画

- ◎ 総会開催
- ◎ 医療講演会・医療・生活福祉相談会開催
- ◎ 年6回運営委員会
- ◎ 機関紙発行 年4回
- ◎ 支部活動の推進をはかる
- ◎ 難病・障害者団体、医療福祉団体と連携し共に活動
- ◎ 関係各省庁に対し難病対策に対する制度の充実及び施策の要望
- ◎ 各地方自治体に対し特定疾患福祉手当の拡大
及び保健所への協力要請

平成10年度収支予算書

H10. 4. 1 ~ H11. 3. 31

(収入の部)

勘定科目	本年度予算額	付 記
1. 会費収入	17,980,000	
会員会費	17,280,000	@ 3,600 × 4,800名
賛助会費	700,000	
2. 財産収入	10,000	
預貯金利息	10,000	
3. 書籍売上収入	700,000	
4. 寄付金	500,000	
5. 雑収入	600,000	
当期収入合計	19,790,000	
6. 前期繰越差額	354,962	
収入合計	20,144,962	

(支出の部)

勘定科目	本年度予算額	付 記
1. 会議費	2,800,000	
諸会費	2,800,000	総会・支部長会議
2. 事業活動費	17,344,962	
給助印通事書活動賃渉予	1,800,000	@15万×12ヶ月 (2名分) @1,500 × 4,600名 膠原、パンフレット 封筒、ラベル 全難連
成刷信務事務書活動賃渉予	6,900,000	
料金費費品費入費金(家賃)費費費	2,000,000	
消耗品費	1,000,000	
事務所仕入費	700,000	
交通費	300,000	
交担料(家賃)	150,000	
借料(家賃)	1,200,000	
借料(家賃)	300,000	
借料(家賃)	1,500,000	
借料(家賃)	300,000	
借料(家賃)	200,000	
借料(家賃)	994,962	
支出合計	20,144,962	

講演：年金制度について

全国膠原病友の会
会長 湯川 英典

[司 会]

ここ数年、国の財政貧薄のために医療・福祉制度の見直しが次々となされてきております。私たち膠原病患者にとって、唯一の恩恵を受けていた医療費の全額公費負担も、この5月より一部負担となってしまう、私たちのこれから先の療養生活を脅かしております。医療の進歩と共に、長期生存の可能となってきました今、医療の次に皆様の関心の高いものの中に、年金制度があると思います。

そこで、本日は湯川英典会長に講師をお願いして、年金制度について皆様と共に学んでいきたいと思っております。よろしくお願い致します。

[湯 川]

ただ今ご紹介にあずかりました湯川と申します。

皆様もよくご存じのように、テレビや新聞等で「年金」が騒がれております。来年が年金制度の改正の年にあたります。現在、厚生年金では60歳から「特別老齢厚生年金」という形で年金が支給されておりますが、その部分が段階的に、切り上げられていこうとしております。男性ですと昭和16年4月1日生まれの方から、女性でしたら昭和21年の4月2日以降に生まれた方から、65歳の支給にもっていくという形を国がしていこうとしているわけです。そういった年金制度の改正が来年に行われようとしています。そして、もう1ついわれていることは、報酬部分も65歳に切り上げていくということなんです。

今日は年金制度についての全般的なお話をさせていただきまして、最終的に、皆さんの一番お聞きになりたい「障害年金」についてお話をさせていただきたいと思っております。具体的には、お手元の資料をもとに、お話をすすめさ

せていただきたいと思います。

☆国民年金制度はどんな役割

長い一生の間には、病気や障害、失業、老齢、死亡などのために稼働能力金銭の出費で生活が苦しくなったりすることがあります。こうした際の生活を社会的に保証して安心して暮らすことができるようにしているのが、社会保障制度で、公的年金制度は、その社会保障制度の一つとして、老齢、障害、死亡により稼働能力の喪失や減少に対して本人や遺族へ年金給付を行うことで、人々の生活を支えています。

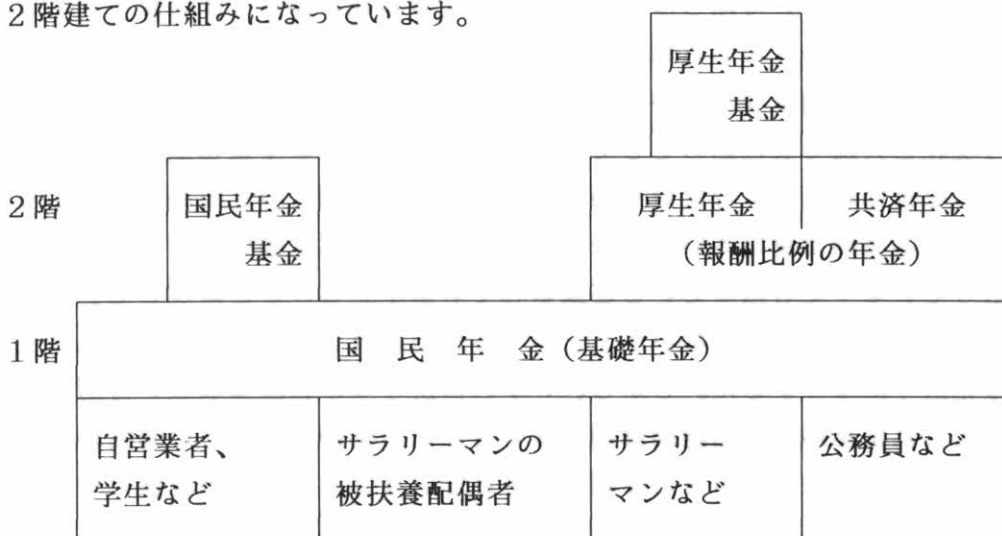
基本的には現役世代の保険料の負担で高齢者世代を支えている、いわゆる『世代間扶養』の仕組みに基づいています。

☆国民年金はどんな仕組み

国民年金は、昭和36年4月からスタートし、昭和61年度より全国民共通の基礎年金制度が導入されました。

わが国の公的年金制度は、大きく分けて、国民年金、厚生年金、共済組合の3つに分けられ、全国民が加入する国民年金は、基礎年金という年金給付を行います。

サラリーマンは、国民年金に加入するとともに厚生年金あるいは共済組合に加入し、基礎年金の上乗せとして、報酬比例の年金などの給付を受け取り、2階建ての仕組みになっています。



(第1号被保険者) (第3号被保険者) (第2号被保険者)

☆加入者の種類は

自営業者や学生などを第1号被保険者、サラリーマンやOL、公務員などを第2号被保険者、主として、専業主婦で第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人を第3号被保険者と、3つに区別されます。

☆第3号被保険者（サラリーマンの奥さん）について

この制度は、昭和61年4月に発足しました。その当時は会社がその方々に代わって市役所の窓口へ届出をしていたんです。ですから、本人はその自覚が全くなかったと思います。また、会社側がこの制度をよく理解していなくて、届出をされていない方も多くおられました。このような方を「3号未納」といいます。年金というのは2年で時効です。「3号未納」も2年で時効になります。ずっと届出をしていなかった方について、平成7年4月から平成9年の3月末の2年間を特例処置として、この間に届けをした方について、今までの未納期間を全部納付扱いにすることをしました。その間、テレビやラジオでもいろいろと放送した結果、年金課の窓口や電話に問い合わせが殺到し、パンクしそうな状態になりました。特に平成9年の1月から3月においては、日本国中の年金課の窓口が混乱しました。なぜこういう事態が起きたかということ、本人が届出をしていない（会社が届出をした）ために、この制度について知らない方がたくさんおられたからです。今でも、このような方はたくさんおられます。「再度救済処置をしてほしい」と要望しておりますが、国はなかなかしてくれません。

今現在ご夫婦で会社勤めをしておられる方は、各々が年金を払っておられます。それに対し、3号というのは届出をすれば払ったのと同じ扱いをしています。ご夫婦で働いている方は払わなければならない、働いていない奥さんは払ってなくても払っていると扱われています。このことについて、「不公平だから払ってもらえないか」という案が出されましたが、今回の法改正では見送りになりました。しかし、いずれは掛けなければならない時期が来るかもしれません。書類的には簡単なのですが、実はややこしい制度が61年にでき、多くの方がいまだに届出をされていないというのが現状です。

☆国民年金の運営

保険会社や郵便局の任意加入の私的年金と異なり、国民年金は政府（厚生省）が運営主体で社会保険庁の指導のもとに各都道府県に社会保険事務所が全国に301箇所あります。

国民年金の加入や保険料の窓口業務は市区町村に委任されていて、年金の裁定請求や厚生年金に関することは社会保険事務所で取り扱います。

また、共済組合に加入している人は、それぞれの共済組合に手続きをすること。

☆国民年金の加入対象者

基本的な要件としては、20歳以上60歳未満の人で、住民基本台帳による住民票のある住所地で手続きをすることになっています。

昭和57年1月1日から国籍要件が撤廃され、外国籍の人も適用されるようになり、平成3年4月より学生も適用対象となっています。

☆保険料の負担について

均一拠出、均一給付の原則により定期保険料となっています。

平成10年度の保険料は、月額13,300円となっています。ちなみに、厚生年金の保険料は、収入の17.35%で、事業主と本人が半分ずつ負担しており、また、第3号被保険者は、その数に応じて第2号被保険者の全体で基礎年金拠出金を納付しているので徴収されず、配偶者の給料からも天引きする仕組みではありません。

それから、より高い老齢給付を望む人には、希望により付加保険料（月額400円）を給付することができます。

さらに、税法上の控除として給付した保険料については、私的年金の場合は最高5万円までですが、その年の課税所得から『社会保険料控除』として全額控除されますので、年末調整や、確定申告の時は忘れないようにして下さい。

☆保険料の免除制度

収入が少なく保険料の給付が困難な場合は保険料の免除制度があります。

免除の種類としては、法廷免除と申請免除があります。

法定免除は、生活保護の適用を受けている人や障害基礎年金の受給者・厚

生障害年金1級・2級受給者。

申請免除は、病気や失業などで就労ができず、保険料の給付が困難な場合に申請していただきます。また、学生の場合は、所得がないので特別に基準を設けていて、国公立、私学そして別居、同居などともに親元からの所得状況などを勘案して承認決定されます。

免除期間については10年以内でしたら追加納付することが可能ですが、3年目からは加算金がつきます。

また、免除の期間は年金受給資格期間に算入され、もし追加納付がない場合は、3分の1は国庫金から給付されることになっています。

☆老齢基礎年金はどのような要件が必要か

給付要件は合算対象期間（カラ期間）を含めて25年以上の納付期間が必要です。

もし、60歳到達時に納付期間が足りない場合は65歳まで任意加入して納付すれば受給権が確保されます。

支給開始年齢は原則として65歳ですが、60歳からの繰り上げ、66歳からの繰り下げ請求もできます。

ただし、繰り上げ請求されると一定の率で減額され、逆に繰り下げ請求をされると増額支給となります。

何歳からの受給開始が一番得かは、寿命が分かりませんので。

☆遺族基礎年金とは

給付要件は、死亡した者が死亡日の属する月の前々月以前に給付済み期間が加入期間の3分の2以上ある場合と、1年間に滞納がない場合。

そして、死亡した者によって生計を維持する妻及び18歳未満の子に対して支給。受給資格を有する子がない場合の妻には、支給されません。

遺族厚生年金については、子のない妻でも支給できます。

☆死亡一時金

3年以上納付して死亡した場合は、死亡一時金が支給されます。

支給額については、納付年数に応じて、120,000円から320,000円まで6段階あります。

☆障害基礎年金

納付要件については、初診日の属する月の前々月までに、納付済加入期間と免除期間をあわせて3分の2以上あるか、平成18年3月31日以前に初診日がある場合、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がないこと。

障害認定日とは、文字通り障害の程度を評価し、障害基礎年金を支給するか否かを認定する日です。①傷病が治っていない（固定していない）場合には、初診日から1年6ヶ月を経過した日。②初診日から1年6ヶ月を経過しなくても、その際に傷病が治った（固定した）ものであれば、治った（固定した）ものと認められた日。たとえば、平成10年12月13日に左大腿を切断した場合、切断日が障害認定日となります。

傷害認定日にその障害の程度が、国年齢別表1級または2級に該当しなかったため障害基礎年金を受けられなかった人が、その後65歳に達する日の前日までの間に障害が重たくなり、障害基礎年金に該当した場合は、65歳に達する日の前日までの間であれば請求でき、該当すれば障害基礎年金が受けられます。これを事後重症といいます。

2級以上の障害の程度に満たない状態にあった人が、新たに発した傷病のために障害が重たくなった場合、新たな障害と既存の障害とを併合して、国年齢別表の2級以上の障害の状態になったおきに請求をすることができます。これをはじめと2級による障害基礎年金といいます。

20歳に達する前に初診日がある病気・けがで障害になった場合は、20歳に達したときに、障害の程度が国年齢別表1級または2級の状態であれば障害基礎年金が支給されます。これを20前傷病による障害基礎年金といいます。

納得のいかない不支給決定や支給停止あるいは認定等級が低い時は、処分決定の日から60日以内に社会保険審査官に不服申し立てをして、再審査を受けることができます。

◆◇◆ 質疑応答コーナー ◆◇◆

[質問者-1]

障害基礎年金の具体的な額を教えてください。

[湯川]

基礎年金の部分は、2級の場合799,500円。厚生年金の場合は、その基礎年金分に厚生年金の報酬部分がプラスされて出ます。厚生年金の3級は、基礎年金がありませんので厚生年金の報酬部分のみの算定で出ます。

我々膠原病患者の中では、骨頭壊死になっても2級に該当せず、厚生年金でやっと3級という方がたくさんいます。

[司会]

今まで疑問に思っていることや、この際聞いておきたいことがございましたら、手を上げてください。

[湯川]

あくまでも、障害の初診日というのは、会社勤めをされて退職されて、国民年金に加入された場合。厚生年金の間に初診日がある方は厚生年金での請求です。国民年金ではありません。退職して後に、国民年金に加入して、国民年金に移行してから初診日があれば国民年金扱いになります。先程から申してますように、初診日が基本になってきます。どの制度で請求するのか。厚生年金の間に初診日があれば、まだ3級があるから救いようもあるかと思うんですけども、国民年金は1級、2級しかないのです。昔、心臓の方で、ペースメーカーを入れておられて2級に該当していたとします。それが、経過が良くて「失権」という形になってしまったんです。そうすると、心臓においてはもう2度ととれないという形になったんです。それが、平成6年11月の改正で「停止」扱いになり、また悪くなったら再度診断書を出して年金の支給を請求することが出来るようになりました。

[司会]

他に質問等はございませんか？

[質問-2]

第3号被保険者の件について質問させていただきます。例えば、ご主人が

退職後、国民年金に切り換えられた際、その奥さんはどうなるのですか。

〔湯川〕

退職されると、お二人とも第1号被保険者となり、それぞれに国民年金を支払っていただくこととなります。第3号被保険者なのですが、昭和61年に法改正になり払わなくても良くなった。ちゃんと届けをしておられて、その後10年位勤めておられた。そこで退職し、2日後に再就職された方もおられると思います。その2日あいた場合に、再度第3号被保険者届けをしなければ、また2年を経過すれば3号未納ということになりますので、注意していただきたいと思います。退職して、次の日に就職した場合、これは厚生年金が続いておりますので届け出の必要はありません。よく、退職は4月の30日だと思っていて、会社側は29日に退職させた。1日前に喪失手続きをした場合。この場合3号未納が発生したことになります。今は、国の方から、退職した場合市役所の方に連絡がきます。市役所の方では、職権で切り替えができないため、ご本人が届け出てくださいしかないと。ご本人にも国は通知を出しているのですが、それでもなお放っておられる方がおられます。来たら必ず見てもらって、市役所の担当窓口にご相談して、事故を食い止めていただきたいと思います。

〔司会〕

他に何か質問はございませんか。

今日、資料を渡されて、すぐ質問といわれてもなかなか出てこないと思います。また質問の場は他でももちたいと思います。

それでは、午前の部をこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

[障害等級表一 国年齢別表]

障害の程度	番号	
1 級	1	両眼の視力の和が0.04以下のも
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	5	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	8	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	10	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
2 級	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	5	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	8	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	10	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	11	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	12	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	14	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	15	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	16	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	17	両下肢の機能に著しい障害を有するもの

【参考資料】

みんなで育てる国民年金

年金は世代と世代の助け合い

国民年金は、働く世代の人々が保険料を出し合って、お年寄りや障害者の方などに年金を支給して生活の安定を図るもので、いわば世代と世代が助け合う制度です。

1. 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は国民年金に必ず加入しなければなりません

被保険者（加入する人）は3種類に分けられています。これは被保険者の種類によって保険料の納付方法や給付の内容が異なっているからです。

☆第1号被保険者

自営業者、農林漁業者、自由業者、障害・遺族給付の受給権者、国会議員、地方議会の議員とそれぞれの配偶者で現在、厚生年金保険や共済組合に加入していない20歳以上60歳未満の人。

※平成3年4月1日から20歳以上の大学生や専修学校等の学生（夜間部・通信制を除く）。

☆第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合の加入者。

☆第3号被保険者

厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人。

○任意加入者（希望して加入する人）

※第1号被保険者として取り扱われます。

- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ・海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人
- ・老齢（退職）年金受給者

2. 給付

基礎年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金があります。

☆老齢基礎年金

老齢基礎年金は、大正15年4月2日以降に生まれた人で保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が25年以上ある人が65歳に達したときに受けられる年金です。

○受給資格期間

- ①国民年金の保険料を納めた期間
- ②国民年金の保険料の免除をうけた期間
- ③任意加入できる人が加入しなかった期間など（合算対象期間）
- ④昭和36年4月以降の厚生年金保険（船員を含む）の被保険者期間または共済組合の組合員期間

これらを合計して、原則として25年以上の期間が必要です。しかし、加入していても保険料を納めなかった期間はのぞかれます。

老齢基礎年金の年金額

年金額 = 799,500円（月額66,625円）

（平成10年度）

ただしこの額は20歳から65歳に達するまでの40年間すべて保険料を納めた場合で、もし保険料給付期間が40年に不足する場合は、その分だけ減額されます。

老齢基礎年金の計算式

$$799,500円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数}) \times 1/3}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ (月)}}$$

（加入可能年数と年金額）

生 年 月 日	加入可能年数	加入可能年数を全て納めた場合の年金額	老齢基礎年金を受けるために最低必要な期間	年金額	
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	25年	799,500	21年	671,600円	
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	26		22	676,500	
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	27		23	681,100	
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	28		24	685,300	
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	29		25		689,200
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	30				666,300
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	31				644,800
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	32				624,600
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	33				605,700
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34				587,900
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35				571,100
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36				555,200
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37				540,200
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38				526,000
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39			512,500	
昭和16年4月2日～	40			499,700	

○加入可能年数とは

国民年金制度が発足したのは、昭和36年4月1日ですが、このとき20歳以上だった方（昭和16年4月1日以前に生まれた方）は、60歳になるまでに40年間加入することはできません。

そこで、この方々については、昭和36年4月1日以降60歳になるまでのすべての期間（この期間を加入可能年数といいます）の保険料を納めた場合には、40年間加入していた方と同様の老齢基礎年金が受けられるようにするという特例が設けられています。

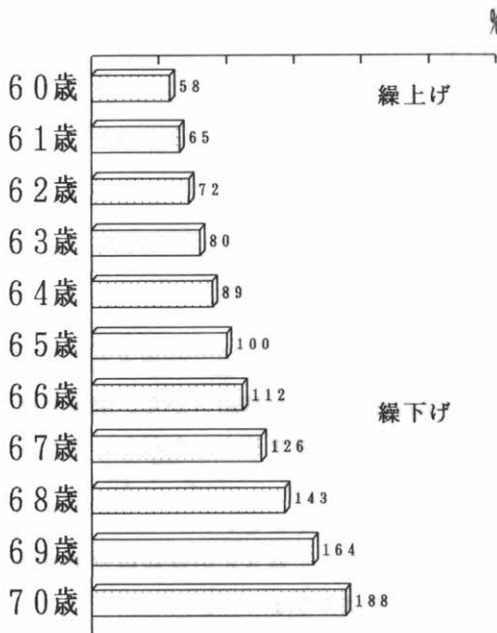
○老齢基礎年金の繰上げ支給と

繰下げ支給

老齢基礎年金の受給開始年齢は65歳ですが、60歳以上65歳未満の間に繰上げて、減額された年金を受けることができます。(生涯この率で支給されますのでご注意ください)

また65歳以降、希望するときに繰下げて、増額された年金を受けることもできます。

▼老齢基礎年金の繰上げ支給による減額率と繰下げによる減額率



▽ご注意ください。繰上げ請求は。

老齢基礎年金を繰上げ請求しますと、年金額が減額されるほか、次のようなことにご注意ください。

- ・厚生年金保険や共済組合保険の期間のある人に60歳から支給される特別支給の年金が、繰上げ請求したときから65歳まで支給停止されます。
- ・遺族年金を受けている人は、繰上げ請求したときから65歳まで遺族年金との選択となります。
- ・繰上げ請求したあと障害になり、程度が重くても障害年金は受けられません。
- ・寡婦年金は繰上げ請求をすると支給停止となります。
- ・繰上げ支給したあと厚生年金保険や共済組合に加入すると相俣休停止となります。

○合算対象期間とは…カラ期間

「合算対象期間」とは、国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間をいいます。老齢基礎年金の受給資格期間(原則として25年)を満たしているかどうかをみるときに計算されますが、年金額の計算の基礎にはなりません。

・合算対象期間として認められる期間

1. 昭和36年4月から昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間。

(サラリーマンの妻など)

2. 昭和36年4月以降で20歳から60歳までの間で海外に在住していた期間。
3. 昭和36年4月以降の厚生年金保険の脱退手当金をうけた期間。(昭和61年4月以降に国民年金の加入期間を有する場合に限る)
4. 在日外国人のうち一定範囲の人の昭和57年1月1日前の期間。

以上の期間などは「合算対象期間」として受給資格期間に含まれます。

第1号被保険者（農業、自営業者など）には独自の給付があります**・付加年金**

定額の保険料に、月額400円の付加保険料を納めることにより、納めた月数×200円で計算した金額が老齢基礎年金に加算されます。

・寡婦年金

寡婦年金は、老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10年以上、婚姻関係があった妻に、60歳から65歳までの間支給され、年金額は、夫が受給できた老齢基礎年金の3/4の額です。

・死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

保険料納付済期間	金額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

◇サラリーマンの奥さん（第3号被保険者）の届出

厚生年金や共済組合に加入しているご主人に扶養されている奥さん（20歳～60歳未満）は、国民年金の第3号被保険者となり、ご主人の加入している厚生年金や共済組合から、制度全体として負担していますので自ら国民年金の保険料を納める必要はありません。ただし、サラリーマンの奥さん（第3号被保険者）として届出が必要です。

***届出の方法**

- ・「第3号被保険者該当届書」に必要事項を記入し、ご主人の勤務先の確認印を受けたうえ市役所年金課まで届出てください。
- ・勤務先の確認印がない場合でも、ご主人の年金手帳、健康保険被保険者証（共済組合員証）、印かん等があれば届出ができます。

***正しく理解してください**

ご主人の給料から奥さんの保険料が天引きされるわけではありません。

ご主人の給料から天引きされるので届出をしないと、届出をしたが天引きされていないので国民年金に加入漏れになっているのではないかと一部の人が心配されていますが、これはまったくの誤解です。ご主人の加入されている厚生年金・共済年金の保険料は決められた率で計算されており、奥さんの届出によって天引きされる保険料の額が変わるわけではありません。

3. 保険

保険料を未納のままにしておきますと年金を受給できなくなる場合がありますので納期内に忘れずに納めましょう。

○保険料の納付方法

被保険者の種類	保険料を納める方法
第1号被保険者	市役所から送付される納付書で毎月26日までに納めてください。 (便利で納め忘れのない口座振替の方法もあります)
第2号被保険者 第3号被保険者	厚生年金保険、共済組合から必要な額だけ拠出金としてまとめて支払 われます。したがって国民年金保険料を自ら納める必要はありません。

○保険料の額

保険料は定額制ですが、そのほかに第1号被保険者で希望により付加保険料を納付することができます。

※保険料が割引かれる前納制度（1年分まとめて納付）もあります。

○保険料は40年給付

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めることになっています。

老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低25年以上（保険料免除期間やカラ期間を含む）の保険料を納めることが必要です。

----- 税金控除の対象になります -----
納めた保険料は、所得税の社会保険料控除の対象になりますので、年末調整や確定申告の際に忘れずに申告してください。

区 分	定額保険料	付加保険料
平成10年4月から	月額13,300円	月額 400円

○保険料の免除制度

(1) 第1号被保険者の人(強制加入者)で所得が低くて保険料を納めるのが困難な人には、保険料免除の制度があります。

免除が認められると、免除期間にかかる年金額は1/3に減りますが、年金を受けるための資格期間になります。また免除期間でも10年以内であれば、さかのぼって保険料(加算あり)を納付することができます。

免除には次の二つがあります。

法定免除	①生活保護法による生活扶助を受けている方。 ②障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1級・2級)の受給権者の方など。
申請免除	①所得の少ない方や病気やケガなどで経済的にお困りの方。 ②保険料を納付することが困難な特別の理由のある方。

(2) 学生の免除制度

保険料の負担については、被保険者が学生であるという事情から、学生を持つ世帯の方に過大な負担とならないように、保険料負担が困難なときは保険料免除の申請ができることとなっています。(申請時には学生証等の提示、源泉徴収票等の添付が必要です。)たとえば、サラリーマン世帯の年収では、次の試算の場合免除が認められます。

(試算) サラリーマン4人世帯

夫 サラリーマン 妻 専業主婦
第一子 大学生(20歳) 第二子 高校生(17歳)
社会保険料 60万円

	親と同居	親と別居
国公立	年収 約 675万円以下	年収 約 740万円以下
私立	年収 約 770万円以下	年収 約 835万円以下

ただし、免除を受けた場合は、年金の資格期間となりますが、将来の年金額を計算するうえでは、3分の1になりますので、社会人となってから免除期間分の保険料を納付することをおすすめします。

(10年間さかのぼって納付できます。)

こんなとき、こんな手続きを

届出が必要な場合		届出に添える書類等
・20歳になって初めて加入するとき		印鑑
・住所・氏名が変わったとき…住民登録といっしょに（保険料を口座振替にしていた方は金融機関の手続きも忘れないように）		国民年金手帳 印鑑
被保険者種別が変わるとき	退職したとき……………第1号被保険者に	国民年金手帳
	就職したとき……………第2号被保険者に サラリーマンの奥さんになったとき ……………第3号被保険者に	健康保険証 厚生年金手帳 印鑑
・保険料免除の申請（保険料の納付が困難になったときなど）		国民年金手帳 印鑑
・年金を受けようとするとき（本人からの請求が必要）		国民年金の窓口へ お問い合わせ下さい
・死亡したとき （死亡一時金・遺族基礎年金藤が請求できる場合があります）		

※くわしくは、国民年金の係までおたずねください。

○年金は請求しないと受けられません

年金は、ご自分で請求しないと受けられませんので、受給資格のある方は、必ず請求の手続きをしてください。

（年金の請求先は加入していた制度によって異なりますので前もって確認してください）

○守られる年金の価値

物価の上昇があっても、それに応じて年金の額が引き上げられる物価スライドのしくみがとられていますので、将来も目減りすることなく安心です。（平成2年4月から完全自動物価スライド制導入）

○マイホーム資金が借りられます

3年以上加入している場合、住宅金融公庫の融資とあわせて、住宅資金の貸付けが受けられます。

お問い合わせ：お近くの住宅金融公庫

○国民年金基金

基礎年金の上乗せ年金を給付するため国民年金基金の制度があります。

お問い合わせ：お近くの国民年金基金

支 部 長 会 議 報 告

総会を翌日に控えた去る12月12日(土)、岡山県岡山市におきまして支部長会議が行われました。

以下の通りご報告させていただきます。

- [日 時] 平成10年12月12日(土) 午後4時～8時
[場 所] 岡山東急ホテル
[出席支部] 北海道・岩手・秋田・宮城・群馬・埼玉・千葉・東京・
神奈川・愛知・三重・関西ブロック・滋賀・京都・大阪・
兵庫・奈良・島根・岡山・広島・山口・福岡・大分・
佐賀・長崎・鹿児島・沖縄

[議 題]

次期改選について

昨年度支部長会議において湯川会長より、在任4期8年の長期により、又仕事の方が多忙を極めてきているため、今期をもって会長を辞任したいとの申し出がありました。その意向を受け、事前に各支部に次期会長候補のアンケートを取りました。

その結果、立候補者は無く、長谷川さん(北海道支部)、畠澤さん(東京支部)、清藤さん(鹿児島県支部)の3名が推薦されました。

支部長会議当日、推薦された3名の方を含めて、再度立候補者を募りましたが、候補者を選出するには至りませんでした。そこで、選出方法として、

- ①関東近県の支部の代表者で話し合って選出
 - ②全国を6つのブロックにわけ、その中の代表者で話し合って選出
- の2案が出され、多数決により①案に決定しました。

支部長会議終了後、湯川会長及び久保田副会長同席のもと協議の結果、畠澤さん(東京支部)を会長候補に選出し、翌日(13日)総会開催前

に各支部代表に報告、了承されました。

本来なら、平成11年度総会において改選がおこなわれ承認された上で、会長職の引き継ぎがおこなわれるのですが、実務の都合上、今年4月1日より畠澤さんに会長職を務めて頂くことになりました。

支部助成金について

以前より継続審議されておりました支部助成金の増額の件につきましては（本部 2,100円・支部1,500円）、今年度予算段階では、現状のままでお願いしたいとの本部側からの意見に対し、多数決で了承されました。また、この件については、今後も継続して考えていくということになりました。

パンフレット内容の変更

平成10年度総会報告をご参照下さい。

25周年記念事業（患者調査実行委員会）について

- ・実態調査報告書及び患者用報告書の発行をもって、実行委員会の活動を終了しました。
- ・各支部ごとの集計結果及び調査報告書の、支部活動内での活用状況報告がされました。

情報コーナー

機関紙「膠原」では、これまで紙上において病気を正しく理解するための参考文献を幾つかご紹介してきました。今回は書籍ではなく、インターネットのホームページアドレスをご紹介したいと思います。

今回ご紹介するのは、たくさんある情報源のごく一部です。興味のある方、ぜひ一度のぞいてみて下さい。

なお、インターネットには、いろいろな所から多種多様な情報が無秩序に流されています。信頼できる情報を入手し正しく活用するよう、利用される方は十分に心掛けて下さい。

【難病情報センター】

難病情報センターは、難病患者や家族の方々の療養上の悩みや不安を解消し、その療養生活の一層の支援を図るため、厚生省の補助事業として、平成8年度から、財団法人難病医学研究財団と厚生省保健医療局エイズ疾病対策課が協力して実施しているホームページです。

アドレス <http://www.nanbyou.or.jp/>

【強皮症研究会議】

診療科を問わず、強皮症を診療している専門医が、最新の情報を交換、共同研究を行うことにより強皮症の診断、治療に貢献することを目的として、平成9年に開設されたホームページです。金沢大学医学部皮膚科 竹原和彦先生、北里大学医学部内科 近藤啓文先生が代表幹事として関わっておられます。

このホームページ上に、強皮症患者が医師に気軽に病気について質問出来る「強皮症オン・ライン」が設けられています。

アドレス <http://web.kanazawa-u.ac.jp/~med2/24/SSc.html>

[なんびょうフォーラム]

患者及び家族の方や、地域保健活動に従事している方を対象とした難病に関するシンポジウムが開催されます。

- 日時：平成11年2月3日(水) 午前10時～午後4時30分
- 場所：東京国際フォーラム
東京都千代田区丸の内3-5-1 (JR有楽町下車徒歩1分)
- 主催：東京都、厚生省
- 協力：厚生省特定疾患調査研究班
- 後援：(株)東京都医師会、(株)東京都歯科医師会、(株)東京都薬剤師会
(株)東京都看護協会、(株)難病医学研究財団、東京難病団体連絡協議会
- シンポジウムの内容等：

会場	シンポジウムの内容、時間等		
第1会場 ホールD	10:10 ~ 12:40 神経・筋、骨・関節系、スモン	13:10 ~ 15:40 免疫、皮膚・結合組織	
第2会場 D501	10:10 ~ 12:40 消化器系、慢性肝炎	13:10 ~ 15:40 循環器系、呼吸器系	
第3会場 G409	10:10~12:00 内分泌系、代謝系	12:20~14:10 血液系、腎臓・泌尿器系	14:30~16:20 視覚系、聴覚・平衡機能系

(事前に寄せられた質問に答えるという形式で進められます)

- 参加方法：当日、直接会場にお越し下さい。(参加費：無料)
- 質問は、事前受付です。下記のFAXかe-mailに直接お送り下さい。

FAX 03-3362-2259

e-mail forum@nanbyou.or.jp

※「なんびょうフォーラム」の内容はインターネットでもご覧になれます。
また、2月3日当日は、インターネット上でライブ中継されます。

アドレス <http://www.nanbyou.or.jp/nanbyou/tokyoforum>

各地の動き

※島根県支部設立

平成10年10月25日(日)、出雲健康福祉センターにおいて、島根県支部設立総会を開催しました。本部より湯川会長、久保田副会長を迎え、患者、家族、医療関係者など総勢104名の出席がありました。まず発起人挨拶、湯川会長の挨拶と続き、そして来賓としてご出席頂いた島根県健康福祉部長より、「皆さんの思いが実現するようお手伝いしていきたい」と、バックアップが約束されました。続いての議事も滞りなく進み、総会を終了しました。総会后、県主催で倉敷成人病センター副院長、宮脇昌二先生による記念講演、医療相談が開かれ、盛会のうちに終わりました。

役員一同、会設立の喜びの反面、これからの支部運営の不安もいっぱいです。全国の各支部の活動を参考に頑張っていこうと話し合っています。先輩支部の皆様のご助言を頂きますよう、また全国の交流の輪に仲間入りさせて頂きますようお願い致します。(文責：島根県支部事務局 梶谷 令子)

※岩手県支部設立

平成10年11月3日(火)、盛岡市のマリオスにおいて、岩手県支部設立総会を開催致しました。当日は、諸先生方や県保健課の方々のご協力、テレビ・新聞の告知により患者・家族総勢120名が集い、和やかな雰囲気の中、本会31番目の支部としてスタート致しました。総会では、岩手県保健福祉部保健衛生課の田澤課長補佐より、「これからは県としても協力していきたいと考えております」というご挨拶を頂きました。「患者会活動について」と題した講演会では、本会副会長の玉木さんが、患者会活動の必要性を話して下さいました。休憩後、須藤内科クリニック院長の須藤守夫先生による「膠原病について」と題した医療講演がありました。その後の医療相談会は、ご協力頂いている諸先生方、保健婦の方々と本会副会長の玉木さんが、フロアの患者さんの質問を受けるといった形で進められました。

ご協力頂いている皆様のおかげで、心のこもった設立総会が行えたことに深く感謝しております。(文責：岩手県支部長 漆原美香子)

◆皆様のご意見をお寄せ下さい◆

昨年の5月1日より特定疾患患者負担が導入され、私たち難病患者が療養生活を続ける上で、いろいろ影響が出始めています。本会の本部・支部事務局にも、患者の皆様より様々な意見が寄せられています。今後、患者会活動を通じて、少しでも現状を改善していく運動をしていかなければなりません。本会が所属している「全国難病団体連絡協議会」及び今回の件について運動を共にしている「難病対策の拡充を求める懇談会」において、寄せられた意見を参考に討議し、行政に対し訴えていきたいと考えています。

つきましては、今後の運動の参考資料とさせていただきたく、皆様からのご意見を募集します。患者負担導入に伴いどのような影響があったか、今後難病対策についてどのような改善を求めるか、具体的な意見をお寄せ下さい。参考意見として、今までに寄せられた「声」を掲載させていただきます。皆様からのご意見をお待ちしています。なお、お寄せいただく場合は、郵送もしくはFAX(03-3288-0722)にてお願い致します。

[参考意見]

※重症度基準の中に血漿交換療法が含まれていない。一泊入院でこの療法を受けている患者にとって、1か月14,000円の負担は厳しい。

※以前に比べ生きられるようになったとはいえ、寛解と悪化を繰り返すこと自体は変わらない。就職することもままならない患者が、たとえ一部とはいえ医療費を負担することは大変厳しい。

事務局だより

☆新たな年を迎え、皆様いかがお過ごしですか。

年末年始と何かと慌ただしく過ごされたことと思います。お疲れが出ないよう、また風邪をひかないよう十分気をつけましょう。

☆岡山県支部の皆様のご協力のもと、支部長会議及び平成10年度本部総会も無事終了致しました。中国地方では初めての開催となりましたが、当日は、100名近くの患者及び家族の皆様の出席を頂くことが出来ました。病気について、より身近に考えて頂けるきっかけになったのではないかと思います。

お手伝い頂いた皆様に、心よりお礼申し上げます。

☆宮坂信之先生の医療講演「膠原病—過去・現在・未来」は、次号「膠原」113号に掲載させていただきます。お楽しみに。

☆住所変更された方は、本部又は支部事務局へも必ずご連絡下さい。

本部事務局 (平日午前10:00～午後4:00)

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-4-9-203

TEL 03(3288)0721

FAX 03(3288)0722

☆会費振込先

郵便振替口座

口座番号: 00180-2-116096

加入者名: 全国膠原病友の会